

第55回津島市民総合体育大会

問合 社会教育課スポーツ振興G ☎55-9428

(夏季大会)

開催日 8月5日(日) (雨天等実施不可能な種目の予備日は12日(日))

バドミントンは7月29日(日)

集合時間 開催当日午前8時30分までに各種目の開催会場へ(卓球およびバドミントンは午前9時までに会場へ)

競技種目・会場 別表のとおり

参加資格 市内在住・在勤の方および体育協会会員の方(中学生以下は保護者の同意が必要)

参加費

- ・個人の場合 中学生以下100円、一般200円
- ・団体の場合 1チーム2,000円(ゲートボールは1,000円、バドミントン・ソフトテニスの一般は400円、ソフトテニスの中学生以下は200円)

申込 6月1日(金)~21日(休)に所定の申込書に必要事項を記入の上、参加費を添えて社会教育課へ。

その他

- ・雨天の場合は午前7時30分に開催決定をします。
- ・競技中における事故等については、応急処置は行いますが、その後の責は負いません。
- ・軟式野球(一般の部)、グラウンド・ゴルフ、バレーボールは10月に開催予定。また、サッカー、バスケットボール、テニス、ボウリング、ソフトボールは11月に開催予定(申込受付は9月)

主催 市・教育委員会・体育協会

主管 市体育協会各競技団体



種目別実施要項

種目	会場	参加費	部門および参加人員	競技上の規定および方法
水泳 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	津島総合プール(屋外プール)	中学生以下 100円 一般 200円	小学生低学年の部(男女別)および 小学生高学年の部(男女別) ・自由形50m ・平泳ぎ50m ・背泳ぎ50m ・バタフライ50m 中学生の部(男女別) ・自由形50m、100m ・平泳ぎ50m、100m ・背泳ぎ50m、100m ・バタフライ50m、100m 一般の部(男女別) ・自由形50m、100m ・平泳ぎ50m、100m ・背泳ぎ50m、100m ・バタフライ50m、100m ・200mリレー ・400mリレー	①日本水泳連盟競技規則に準じて行う。 ②競技はすべてタイムレースとする。 ③1人2種目以内(リレーは除く)。
弓道 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	錬成館(弓道場)	中学生 100円 一般 200円	近的の部 ・中学生の部(男女別) ・高校生の部(男女別) ・一般の部(男女別)	①全日本弓道連盟競技規則に準じて行う。 ②1人12射とする。
軟式野球 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	市営球場	1チーム 2,000円	監督以下20人 ・学童の部	①2018年公認規則、全日本野球連盟規定のルールで行う。 ②ボールは各チーム2個マルエスボールを使用する。 ③1回戦は5回70分。規定の回数・制限時間が過ぎても勝敗が決しないときは守備順の抽選で決定する。優勝戦のみ無死満塁で行う。 ④コールドゲームについては、5回7点。

種目	会場	参加費	部門および参加人員	競技上の規定および方法
柔道 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	錬成館 (柔道場)	中学生以下 100円 一般 200円	小学生の部(男女混合) ・1~6年の各学年別 中学生の部(男女別) ・各学年別 一般の部 ・無段、有段、男女別	①国際柔道試合審判規定に準じて行う。 ②トーナメント方式による。ただし、参加者数によってリーグ戦方式とする。
相撲 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	錬成館 (柔道場)	中学生以下 100円 一般 200円	幼児の部 小学生の部 ・1~6年の各学年別 中学生の部 ・1~3年の各学年別 一般の部	①日本相撲連盟競技会規程および審判規定により行う。 ②試合方法は、参加者数による。
卓球 開催日: 8月5日(日) ※午前9時開場	文化会館 大ホール	中学生以下 100円 一般 200円	個人戦 ・男女別 団体戦 ・男女別	①日本卓球協会ルールに準じて行う。 ②トーナメント方式による。 ③団体戦は、4人1組(シングルス2・ダブルス1)。 ④各団体3チーム以内とする。
剣道 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	錬成館 (剣道場)	中学生以下 100円 一般 200円	小学生の部 ・1・2年の部 ・3~6年の各学年別 中学生の部 ・男女別 一般の部 ・男女別	①全日本剣道試合および審判規則により行う。 ②トーナメント方式による。
ソフトテニス 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	市営庭球場 (全面)	中学生以下 1チーム200円 一般 1チーム400円	小学生の部 中学生以下(男女別)の部 一般(男女別)の部 壮年の部(45歳以上)	①日本ソフトテニス連盟ハンドブックに準じて行う。 ②トーナメント方式による(壮年の部はリーグ戦方式とする)。
ゲートボール 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	東公園 ゲートボール コート	一般 1チーム 1,000円 個人参加 一般 200円	監督以下8人 ・混合の部	①日本ゲートボール連合競技規則に準じて行う。 ②リーグ戦方式による。
バドミントン 開催日: 7月29日(日) ※午前9時開場	文化会館 大ホール	1チーム 400円	男子ダブルス 女子ダブルス ・1部、2部、3部の各部	①日本バドミントン協会のルールに準じて行う。 ②トーナメント方式による。
陸上 開催日: 8月5日(日) (予備日: 8月12日(日))	津島高校 グラウンド (雨天決行)	中学生以下 100円 一般 200円	小学生(男女)の部 ・100m、1000m 男子(中学生・一般)の部 ・100m、200m、400m 1500m、3000m ・400mリレー ・走幅跳 ・走高跳 ・砲丸投 女子(中学生・一般)の部 ・100m、200m、1500m 3000m ・400mリレー ・走幅跳 ・走高跳 ・砲丸投	①日本陸連競技規則による。 ②1人2種目以内(リレーは除く)。 ※以下の種目の記録は第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の選手選考時に参考とさせていただきます。 小学生(男女)の部 ・1000m 男子(中学生・一般)の部 ・3000m 女子(中学生・一般)の部 ・3000m



秋季大会種目および開催予定日(申込受付は
9月10日(月)~28日(金)。詳細は、市政のひろば
9月号に掲載します)

種目	開催日
軟式野球(一般の部)	10月27日(土)(予備日:11月10日(土))
グラウンド・ゴルフ	10月27日(土)(予備日:11月3日(土・祝))
バレーボール	10月28日(日)
サッカー	11月4日(日)・18日(日)(予備日:11月25日(日))
バスケットボール	11月4日(日)
テニス	11月4日(日)(予備日:11月11日(日))
ボウリング	11月4日(日)
ソフトボール	11月24日(土)(予備日:11月25日(日))

市長就任のごあいさつ



津島市長
日比一昭

このたび、市民の皆様からご信任をいただき、引き続き二期目の市長職を担わせていただくことになりました。

皆様から寄せられました信頼と期待にお応えするため、新たな決意をもって津島市の発展に全力を挙げて取り組んでまいります。

私は、市民の皆様が元気を実感できるまちを築いていくために、5つの「つしま成長戦略」第2弾を着実に実行してまいります。

一つ目は、「子ども・子育て応援都市、つしま」です。中学校卒業までの子ども医療費の無料化、子どもが学び育つ教育環境の整備、子育て世代包括支援センターの活動の充実など、子どもが生まれる前から、産み育てるまで、丸ごと応援します。

二つ目は、「防災・減災モデル都市、つしま」です。防災教育、防災学習の機会の提供、災害時に地域で助け合うための仕組みづくり、被災時に備えて、県境を越えた自治体との関係づくりを進めます。

三つ目は、「地域の特性を活かした交流都市、つしま」です。祭りを核とした広域観光・交流を進めるとともに、津島の魅力を海外に発信します。また、歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史・文化のまちづくりを進めます。

四つ目は、「地域経済が活性化する発展都市、つしま」です。企業誘致や起業環境の整備、津島駅西エリアの新生や駅を活かしたまちづくりに取り組みます。また、市民参加で市内全域の都市計画の見直しを進めます。

五つ目は、「いつまでも健康で暮らす都市、つしま」です。地域で安心して暮らしていくため、市民の命を守る皆であります市民病院の経営安定化を図ります。また、すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築、健康教育・健康教室の開催に取り組み、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

この「つしま成長戦略」に「透明」「共に」「地域」の3つの視点を加え、新たな展開を推し進めてまいります。

このような取り組みを通して、津島で生まれ育つ子どもたちが、このまち津島で夢がかなえられるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

津島市長 日比一昭

情報公開・個人情報保護制度の実施状況

過去2年間の実施状況を公表します。

皆さんと市との信頼関係を深めるため、行政情報を広く公開する制度です。※請求により、市の保有する行政文書の開示を求めることができます。

実施状況別の請求件数

実施状況	28年度	29年度
請求件数	35	36
処理状況	全部開示	26
	一部開示	4
	不開示	5
	不存在	1
	取下げ	0
不服申立	なし	

実施機関別の請求件数

実施機関	28年度	29年度
市長	19	25
議長	2	0
教育委員会	3	7
選挙管理委員会	2	0
公平委員会	1	0
監査委員	4	0
農業委員会	1	0
固定資産評価審査委員会	1	0
消防長	1	2
公営企業(上下水道部)	1	2

個人情報保護制度

市が保有する個人情報を通正に取り扱い、市民の権利利益を保護するための制度です。

※個人情報の本人は、その取り扱いの状況を確認するため、自己情報の開示、訂正および利用停止を求めることができます。

実施状況別の請求件数

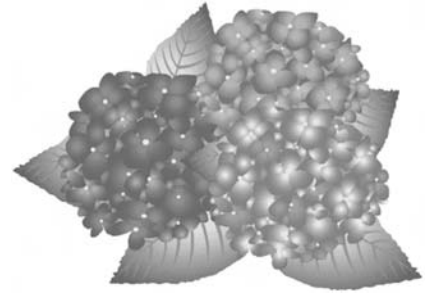
実施状況	28年度	29年度
請求件数	33	15
処理状況	全部開示	9
	一部開示	4
	不開示	2
	不存在	0
	取下げ	0
訂正の請求	なし	
利用停止の請求	なし	
不服申立	なし	

実施機関別の請求件数

実施機関	28年度	29年度
市長	32	11
議長	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0
消防長	1	3
公営企業(上下水道部)	0	0

問合せ 総務課庶務G ☎ 559606

平成30年第1回 市議会臨時会



第1回市議会臨時会が5月10、11日の2日間開かれ、議長に垣見信夫氏、副議長に小山高史氏が選出されました。

このほか、常任・議会運営・市民病院調査特別委員会委員の選出が行われ、新しい役員が決まりました。また、専決処分が承認されたほか、副市長の選任が不同意、監査委員の選任が同意されました。

総務委員会

市議会新役員(敬称略)

◎委員長 ○副委員長

総務委員会

◎安井貴仁 ○太田幸江 垣見信夫
日比野郁郎 加藤則之 上野聡久

服部哲也

厚生病院委員会

◎沖 廣 ○宇藤久子 大鹿一八
本田雅英 長尾日出男 加藤哲司

垣見啓之

文教建設委員会

◎森口達也 ○伊藤恵子 後藤敏夫
西山良夫 山田真功 小山高史

議会運営委員会

◎本田雅英 ○加藤則之 日比野郁郎
伊藤恵子 大鹿一八 長尾日出男
安井貴仁

市民病院調査特別委員会

◎伊藤恵子 ○垣見啓之 本田雅英
長尾日出男 宇藤久子 上野聡久
加藤哲司 安井貴仁 沖 廣

▽専決第1号

専決処分の承認について(津島市市
税条例の一部を改正する条例)

地方税法の一部改正等に伴い、津島
市市税条例の一部を改正したため報告
し、承認を求めます。

.....承認

▽議案第38号

津島市副市長の選任について

星野広美氏を選任し、同意を求める
ものです。

.....不同意

▽議案第39号

津島市監査委員の選任について

安井貴仁委員の辞職により、後任者
として後藤敏夫氏を選任し、同意を求
めるものです。

.....同意

正・副議長就任のごあいさつ



議長
垣見信夫氏



副議長
小山高史氏

市民の皆様には、平素より、市議会に
対しまして、格別のご理解とご協力を
賜り心から感謝を申し上げます。

私たちは、去る5月10日の市議会臨
時会におきまして、議員各位のご推挙
により、議長、副議長に就任いたしまし
た。誠に身に余る光栄であり、その使命
と責任の重大さに身の引き締まる思い
でございます。

さて、日本全体で人口減少と超高齢
社会が進む中、国においては、「生産性
革命」・「人づくり革命」実現に向け、引
き続き、少子高齢対策などの政策が一
層推進されています。

こうした中、持続可能な行政運営や、
地域の活性化は、地方公共団体にとって、
まさに直面する重要課題であります。
特に、地域の基幹病院の一翼を担う

津島市民病院を核とした地域医療体制
の充実が重要であり、市民病院の経営
の健全化は、当市におきまして、最重要
課題であります。

議会としても、このことを十分に認
識した上で、市民病院の経営に最優先
に向き合っています。

山積する課題は、一朝一夕に解決で
きるものではありません。市当局とと
もに地方自治を担う車の両輪としての
役割を果たし、常に市民の目線に立つて
市当局の施策を厳正にチェックすると
ともに、真摯な議論を十分に重ねなが
ら、地域社会の健全な発展と市民福祉
向上のために、全力を傾注していく所
存であります。

また、これまで議会改革を推進して
まいりましたが、この流れを止めること
なく、議会のあるべき姿と課題、本市議
会の現状をしっかりと自己点検評価し
たうえで、協議、検討し、一層の推進に努
めてまいります。

市民の皆様には、今後とも市議会の
活動や市政について、ご理解とご協力を
お願い申し上げます、就任のあいさつと
いたします。

平成30年5月

議長 垣見 信夫
副議長 小山 高史

市職員採用候補者募集

平成31年度採用予定の市職員候補者試験(大卒・短大卒者)を次のとおり行います。

採用予定職種・採用予定人数・受験資格 下表のとおり

試験日 7月22日(日)

提出書類

- ・職員採用候補者試験申込書(所定の用紙で、市ホームページからダウンロードできます)

- ・写真2枚 縦4cm×横3cm(1枚は申込書に貼付)6

- ・力月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの

- ・最高学歴の卒業証明書または卒業見込証明書

- ・最高学歴の成績証明書

- ・受験資格要件となっている職種免許証等の写し

- ・身体障害者手帳等の写し(一般事務職身体障がい者の職種区分のみ)

受付期間 6月1日(金)～15日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)
受付・問合せ 人事秘書課

☎2411124

採用する職種区分、受験資格および人数

職種区分	採用予定人数	受験資格	
		学歴・免許等	年齢
一般事務職	5名程度	大学・短大を卒業した方、または平成31年3月卒業見込みの方	昭和63年4月2日以降に生まれた方
一般事務職 (身体障がい者)	若干名	次のいずれにも該当する方 ◆大学・短大を卒業した方、または平成31年3月卒業見込みの方 ◆身体障害者手帳の交付を受けている方。ただし、自力で通勤ができ、かつ介護者なしで職務のできる方 ◆活字印刷文による出題および口述による面接試験に対応できる方	昭和58年4月2日以降に生まれた方
一般事務職 (社会福祉士)※1	若干名	大学・短大を卒業した方、または平成31年3月卒業見込みの方で、社会福祉士資格所有の方、または平成31年3月取得見込みの方	昭和63年4月2日以降に生まれた方
技術職 (民間企業等職務経験者) ※2,3,4	若干名	大学・短大を卒業した方で、民間企業等における正規職員としての職務経験が10年以上(平成30年5月末までに)ある方のうち、次のいずれかに該当する方 土木：大学・短大で土木課程を専攻した方で、土木建築関連の民間企業等において土木、都市計画等の設計に5年以上携わった職務経験がある方 建築：一級建築士免許所有の方	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日まで生まれた方
消防職	3名程度	大学・短大を卒業した方、または平成31年3月卒業見込みの方	平成5年4月2日以降に生まれた方
保育士・教諭	若干名	大学・短大を卒業した方、または平成31年3月卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許所有の方、または平成31年3月取得見込みの方(2つの資格を所有している方または取得見込みの方)	昭和58年4月2日以降に生まれた方
保健師	若干名	保健師の免許所有の方、または平成31年3月取得見込みの方	昭和63年4月2日以降に生まれた方

※1 一般事務職(社会福祉士)で採用された場合は、主に社会福祉事務に従事しますが、他の行政事務も行います。

※2 民間企業等における正規職員とは、民間企業の正社員、団体等(国・地方公共団体等を除く)の正職員のことをいいます。

※3 職務経験とは、育児休業等を除いた実勤務期間です。

※4 最終合格者のみ職務経験を証明する職歴証明書の提出が必要(証明できない場合は採用不可)です。

注 ○消防職以外の職種については、日本国籍を持たない方も受験できます。ただし、採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職には任用されません。

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

市民病院 助産師・看護師 募集



採用予定職種 助産師・看護師
採用予定人数 20名程度
採用予定日

免許所有の人 試験日の翌々月
免許取得見込みの人 平成31年4月1日

応募資格 昭和44年4月2日以降に生まれた方で、助産師もしくは看護師免許取得の人、または平成31年3月取得見込みの人

試験日と受付期限

6月23日(土)6月15日(金)受付分まで

提出書類

- 履歴書(当院指定用紙で、市民病院ホームページからダウンロードできます)
- 助産師または看護師免許証の写し(免許取得の人)
- 卒業見込証明書・成績証明書(免許取得見込みの人)

申込方法 試験日の受付期限までに提出書類を持参(平日の午前8時30分

午後5時)または郵送(消印有効)

申込・問合先 〒496-8053

津島市橋町3-73

津島市民病院管理課

☎28-5151 内線2201

協働のまちづくり 基本方針改訂に ついて

基本方針策定(平成25年3月)から、現在までの社会情勢の変化と市民協働の進展等を踏まえ、まちづくりの担い手となる方を委員とした「津島市協働のまちづくり基本方針策定委員会」において、3月に改訂しました。

基本方針の5つの重点課題

まちづくりは、対話を始めることから、さまざまな立場の人や組織の理解が生まれ、想いを分かち合い・学び合い・助け合いへと発展します。新たな仲間・知恵・資源が集まって協力関係が熟成し、まちづくりの力となっていきます。

こつとした考えから、次の5つの重点課題に取り組みます。

- ① 情報の収集・発信と共有、団体同士の交流
 - ② 人材(人財)の発掘と育成
 - ③ 活動・交流する場の確保・充実
 - ④ 資金力の向上
 - ⑤ 協働意識の促進
- 詳しくは、市役所、生涯学習センター、ヨシツヤ本店の市民活動情報コーナー、市ホームページからご覧ください。
- 問合 つしま夢まちづくりセンター
☎58-41333

防ごう「障がい者虐待」

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されています。

この法律では、家庭や施設、勤務先などで、障がい者虐待を発見した人は、市に通報することが義務付けられています。

対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他心身の機能に障がいがある方等(障害者手帳をもっていない方も含みます)

障がい者虐待の種類

身体的虐待 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

性的虐待 障がい者にわいせつなことをすること。わいせつな行為をさせること。

心理的虐待 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

放棄・放任 食事、入浴、洗濯、排せつの世話をしないなど、障がい者の心身の状態を悪化させること。

経済的虐待 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

問合 津島市障がい者虐待防止センター(福祉課福祉G内) ☎24-1115 ㊟24-1138

知っていますか 障害者差別解消法

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されています。対象となる障がい者は「障害者虐待防止法」と同じです。

この法律では、行政機関と民間事業者に対して「障がい者を理由とする差別」の禁止として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したりすること。

(例)障がいを理由にアパートやマンションを貸さない。

「合理的配慮の不提供」とは

障がい者が生活する上での障壁を取り除く配慮を求めても、対応しないこと。

(例)聴覚障がいのある人が、窓口で筆談を申し入れたが、対応しない。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

問合 福祉課福祉G

☎24-1115 ㊟24-1138

市・県民税の納税通知書の発送日

平成30年度市・県民税の納税通知書の発送日は6月12日(火)となります。

※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合、5月11日(金)に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

平成30年度市・県民税の主な変更点

◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

給与所得控除上限額の変更

区分	現行(平成26年度～平成28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

◆スイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制)の創設

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができ、平成30年度から34年度の市・県民税に適用されます。

ただし、スイッチOTC薬控除は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

また、選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。



問合 税務課市民税G ☎55-9263

市・県民税の減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

対象

- 1 6月30日現在において平成30年の所得が平成29年の所得に比べ2分の1以下に減少する方で、平成29年の所得が200万円以下の方
- 2 生活保護を受給されている方
- 3 6ヵ月以上長期療養を要する方で、平成29年の所得が130万円以下の方
- 4 1月2日以後に死亡した方のうち、平成29年の所得が200万円以下の方
- 5 雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、扶養する親族などがあり、平成29年の所得が200万円以下の方
- 6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方
- 7 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、平成29年の所得が、135万円以下の方
- 8 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、平成29年の所得が135万円以下の方
- 9 勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

- 1に該当する方…7月30日(月)
- 2～6に該当する方…減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日
- 7～9に該当する方…7月2日(月)

申請場所 税務課市民税G

※該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。